



第26回

定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時 | 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
| （受付開始予定時刻 午前9時）

場 所 | 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号
| ホテルメトロポリタン
| 4階 桜の間

（会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。ご来場の際は最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目 次

第26回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	3
（提供書面）	
事業報告	14
連結計算書類および計算書類	38
監査報告書	44

議決権の行使等について

議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。「株主総会参考書類」（3頁から13頁まで）をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には次の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

平成28年 6月24日(金曜日)
午前10時
(受付開始予定時刻: 午前9時)

郵 送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

平成28年 6月23日(木曜日)
午後5時30分
到着分まで

インターネット



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、議決権行使サイトにアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限

平成28年 6月23日(木曜日)
午後5時30分まで

【議決権行使が重複してなされた場合のお取扱い】

議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

【機関投資家の皆様へ】

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

【インターネットで議決権を行使される場合の注意点】

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotef.jp/>) にアクセスの上、議決権行使書用紙右片に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。(但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、初めてアクセスされる際に、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。なお、この「ログインID」および「仮パスワード」は、本株主総会に関してのみ有効です。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は株主様のご負担となります。
- (4) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細は、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電 話 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 土・日・休日を含む午前9時から午後9時まで

証券コード 3817
平成28年6月9日

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋二丁目32番8号
株式会社SRAホールディングス
代表取締役社長 鹿 島 亨

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotet.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目6番1号

ホテルメトロポリタン 4階 桜の間

会場が昨年と異なりますのでお間違えのないようご注意ください。

ご来場の際は最終頁の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 会議の目的事項 報 告 事 項

1. 第26期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

第6号議案 職務執行の対価として取締役に割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件

以 上

- ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.sra-hd.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ・次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.sra-hd.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした対象の一部であります。

- ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当法定款第28条（取締役の責任免除）および第38条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、現行定款第28条の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（取締役の責任免除） 第28条 （省略） 2 当会社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	（取締役の責任免除） 第28条 （現行どおり） 2 当会社は、取締役との間で、当該取締役<u>（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。
（監査役の責任免除） 第38条 （省略） 2 当会社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	（監査役の責任免除） 第38条 （現行どおり） 2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かしまとおる 鹿島 亨 (昭和27年7月28日)	昭和59年4月 株式会社S R A入社 平成2年7月 SRA AMERICA, INC. 代表取締役社長 平成8年6月 株式会社S R A取締役 平成15年4月 同社代表取締役社長（現任） 平成18年4月 同社執行役員社長（現任） 平成18年6月 当社代表取締役社長（現任）	65,400株
2	おおくまかつみ 大熊 克美 (昭和38年4月11日)	昭和62年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成13年2月 株式会社A I T営業部長 平成18年4月 同社取締役専務執行役員 平成19年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社BTO事業営業部長 平成20年4月 株式会社A I T取締役副社長 平成21年4月 株式会社A I T代表取締役社長（現任） 平成23年6月 株式会社S R A取締役 平成26年6月 当社取締役（現任）	3,500株
3	[社外取締役候補者] ほりい てつ お 堀井 哲夫 (昭和21年10月1日)	昭和46年4月 東京芝浦電気株式会社（現株式会社東芝）入社 平成14年4月 沖電気工業株式会社入社 平成15年2月 株式会社堀井 取締役（現任） 平成21年3月 堀井特許事務所 所長（現任） 平成24年6月 当社取締役（現任）	1,000株
4	[社外取締役候補者] なりかわまさふみ 成川 匡文 (昭和27年9月6日)	昭和51年4月 東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）入社 平成14年4月 同社建設部土木建築技術センター所長 平成20年7月 東電環境エンジニアリング株式会社（現東京パワーテクノロジー株式会社）営業副本部長 平成21年6月 同社取締役営業本部長 平成23年9月 同社常務取締役 平成27年6月 当社取締役（現任）	0株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
※ 5	いし そ ね まこと 石 曾 根 信 (昭和38年2月3日)	昭和60年4月 株式会社S R A入社 平成18年10月 同社ニュービジネス創造事業部長 平成19年4月 同社執行役員（現任） 同社最高技術責任者（C T O） （現任） 平成21年4月 株式会社S R A先端技術研究所 （現株式会社S R A 先端技術研 究所）代表取締役社長 平成22年6月 株式会社S R A取締役（現任） 平成25年4月 同社産業第1事業部長（現任） 平成26年4月 同社情報化戦略担当役員（C I O） （現任）	9,900株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 堀井哲夫氏は、海外事業および特許に関する経験と専門知識を有しており、専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。
4. 成川匡文氏は、豊富な経営経験を有しており、客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。
5. 堀井哲夫氏および成川匡文氏は、現在当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって堀井哲夫氏が4年、成川匡文氏が1年となります。
6. 堀井哲夫氏および成川匡文氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
7. 堀井哲夫氏および成川匡文氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともありません。
8. 堀井哲夫氏および成川匡文氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他のこれに準ずるものではありません。
9. 当社は、定款第28条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である堀井哲夫氏および成川匡文氏については、現在当社との間で責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

10. 当社は、以下の選任基準に基づき、知識、経験、能力等を勘案し取締役候補者の提案を行っております。
- 取締役候補者選任基準
- (1) 社内、社外取締役共通
- (ア) 経営判断、経営執行、経営監督の各能力に優れていること
- (イ) 遵法精神に富んでいること
- (2) 社外取締役に特有
- (ア) 当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しないこと
- (イ) 出身分野における豊富な経験および見識を有すること
11. 当社は、社外取締役候補者堀井哲夫氏および成川匡文氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。なお、当社は、独立取締役の選任に当たっては、日本取締役協会が公開した独立役員の選任基準をもとに、選任基準を定めています。その中で特に重要な基準である「SRAグループの主要な取引先企業の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと」については、「主要な取引先企業」を、直近事業年度およびその前の3事業年度（つまり直近事業年度を含む過去4事業年度）におけるSRAグループとの取引の支払額または受取額が連結売上高の2%以上を占めている企業としております。
12. 当社は、社外取締役、独立社外取締役の選任基準については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に掲載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役竹谷智行氏は、本総会の終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
[社外監査役候補者] きたむらかつみ 北村克己 (昭和48年2月8日)	平成16年10月 弁護士登録 山本綜合法律事務所(現山本柴崎法律事務所)入所 平成20年11月 白石篤司法律事務所(現任) 平成26年9月 リアルコム株式会社社外監査役(現任) 平成26年10月 株式会社S J I 代表取締役	0株

- (注) 1. 候補者は新任の社外監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 北村克己氏が社外監査役の候補者とした理由は、会社の経営に直接関与し豊富な経験を有するだけでなく、弁護士として企業法務に精通しており、これらを当社の経営の監査に活かしていただくためであります。また、同氏が客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、弁護士としての専門知識と豊富な経験を有しているため、社外監査役の候補者といいたしました。
4. 北村克己氏は、当社の特定関係事業者の業務執行または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行または役員であったこともありません。
5. 北村克己氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともありません。
6. 北村克己氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他のこれに準ずるものではありません。
7. 北村克己氏が監査役に選任された場合、「第1号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外監査役は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、監査役候補者の提案は、以下の選任基準に基づき、知識、経験、能力等を勘案し行っております。

監査役候補選任基準

(1) 社内・社外監査役共通

(ア) 経営監督の能力に優れていること

(イ) 遵法精神に富んでいること

(2) 社外監査役に特有

(ア) 当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触しないこと

(イ) 出身分野における豊富な経験および見識を有すること

9. 本議案を原案どおりご承認いただけた場合、当社は北村克己氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。なお、当社は、独立社外監査役の選任に当たっては、独立社外取締役選任基準と同様の選任基準を定めております。
10. 当社は、社外監査役、独立社外監査役の選任基準については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書に掲載しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
よしむらしげる 吉村茂 (昭和29年7月5日)	昭和52年4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 平成18年2月 同社名古屋支店長 平成19年10月 株式会社ディーエム情報システム(現日本アイ・ビー・エム・ビズインテック株式会社)執行役員SS港南事業本部長 平成20年11月 当社管理本部財務部長 株式会社SRAコーポレート本部財務部長 平成22年4月 当社監査室長(現任)	500株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、監査役就任の際には、事前に当社および株式会社SRAを退職いたします。
3. 吉村茂氏が監査役に選任された場合、「第1号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第5号議案 中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

当社グループは、第26期（平成28年3月期）から第28期（平成30年3月期）を対象年度とする中期経営計画の達成に対する意欲や士気を高め、中長期的な企業価値の増大に資することを目的に、当社の取締役（社外取締役を除く。）、従業員および子会社の取締役、執行役員および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行したいと存じます。この新株予約権は、同計画の最終年度である第28期（平成30年3月期）の連結経常利益目標値50億円以上または親会社株主に帰属する当期純利益目標値35億円以上を達成することを行使条件といたします。

なお、本議案承認の決議の効力は、後記の「第6号議案 職務執行の対価として取締役割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件」が本株主総会で承認された場合に発生します。

1. 本総会の委任決議に基づいて取締役会が募集事項を決定できる新株予約権の内容、数の上限、対価および名称

(1) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は200株とする。なお、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は付与株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの行使価額（以下、「行使価額」という。）に新株予約権 1 個の付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に 1.1 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社との合併後存続する場合、当社が他社と株式交換を行い株式交換完全親会社となる場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、当社は行使価額を適切に調整することができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成30年 7 月 1 日から平成32年 6 月30日までとする。

- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- [1] 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- [2] 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記[1]記載の資本金等増加限度額から上記[1]に従って算出された増加する資本金の額を減じた金額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得条項
会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社は本新株予約権全部を無償にて消却することができる。
- ⑦ 組織再編時の新株予約権交付に関する事項
当社が会社法第236条第1項第8号イないしホに定める行為をする場合、当社の新株予約権者に対し、当該イないしホに定める者（以下、「存続会社等」という。）の新株予約権を交付するものとする。ただし、合併、吸収分割および株式交換については、それぞれ合併契約、吸収分割契約および株式交換契約の相手方当事者の同意を条件とする。
なお、交付される存続会社等の新株予約権の付与株式数および行使価額は株式の割当比率に応じたものとし、新株予約権のその他の内容も当社の新株予約権と同等とするが、当社はその判断で、適宜これらを変更できるものとする。

⑧ 新株予約権の権利行使の条件

- [1] 新株予約権は、当社第28期（平成30年3月期）またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が50億円以上または親会社株主に帰属する当期純利益が35億円以上（以下、「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- [2] 新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員でない者は、新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- [3] 新株予約権の相続は認めない。
- [4] 取締役会は、その他必要な条件を付すことができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

(2) 新株予約権の数の上限

新株予約権の数は1,000個を上限とする。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株を上限とし、上記(1)により当該新株予約権に係る株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後の株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権の対価

金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の名称

株式会社SRAホールディングス第14回新株予約権

2. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

意欲や士気を高める目的から、新株予約権の対価は無償とする必要があります。

第6号議案 職務執行の対価として取締役割り当てる新株予約権の内容・算定方法決定の件

当社の取締役は、「第2号議案 取締役5名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと5名（うち社外取締役2名）となります。取締役（社外取締役を除く。）に対して、職務執行の対価として新株予約権を割り当てる場合の、その内容および算出方法についてご承認をお願いするものであります。

新株予約権の内容は、前記の「第5号議案 中期経営計画連動型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」でご承認いただいたものとし、その算定方法は、平成17年12月27日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」、その他新株予約権の評価に関する会計規則等に定められた方法とします。

以 上

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)におけるわが国経済は、個人消費は底堅く、設備投資はおおむね横ばいで、企業収益も改善し、緩やかな回復基調が続きました。

情報サービス業界におきましても、製造業や銀行等を中心にIT投資は増加しましたが、競争激化による厳しい受注環境は依然として継続しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、企業価値ならびに株主価値の向上をめざし、収益構造の改革を推進して高収益モデルを確立するとともに、株主還元のさらなる充実を図るため、平成28年3月期から平成30年3月期までの3年間を対象期間とした、中期経営計画を策定し、以下の重点施策に取り組んでおります。

(中期経営計画の概要は、平成27年6月24日発表「中期経営計画の策定に関するお知らせ」<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20150624.pdf>をご参照願います。)

■ 既存事業の収益性向上

・売上総利益率のさらなる向上

プロジェクト管理の充実・強化による採算性向上、生産間接費の継続的削減、自社IP製品ビジネスへの取り組み、生産要員規模の適正化の推進により、売上総利益率は前連結会計年度比0.9%増の19.2%となりました。

・販管費率の改善

アカウントマネージャー制の導入により営業効率の向上を図るとともに、本社スタッフ部門とシェアードサービスを担当する株式会社SRAプロフェッショナルサービスの運営コストの削減を進めた結果、販管費率は9.7%まで改善しました。

- ・営業利益率の向上

営業利益率は、過去最高となる9.5%となりました。中核会社であります株式会社S R Aと株式会社A I Tにおきましても営業利益率は過去最高値となりました。

- ・受注・売上拡大

既存顧客の深耕による顧客内シェア向上を重点施策として受注・売上拡大に努めた結果、株式会社S R Aをはじめとする国内グループ会社は総じて増収となりました。

また、株式会社S R Aが推進してきました「案件管理の仕組み」を国内グループ会社にも展開した結果、案件の不足に対し、先んじて対応できる体制を築きました。

■ ビジネスモデルの変革

- ・「ビジネスモデルの変革」については、最近、注目度の高いウェアラブルソリューションにおいて、「組込開発」の高い技術力と豊富な実績を活かし、スマートグラスなどのウェアラブルデバイスを用いた「点検作業の確認システム」等の取り組みを始めました。
- ・「既存事業の高付加価値化」についても、グループをあげて取り組んでおります。

■ 自社I P製品ビジネス×海外ビジネスの強化

- ・開発事業、運用・構築事業に比べると売上総利益率が低い「販売事業」において、「自社I P製品ビジネス」を推進することにより、売上総利益率を大きく向上させることができました。組込み、モバイル用アプリケーション構築で多くの実績がある「Q t」は売上、収益ともに伸びており、今後、注目度の高いIoT分野に向けてもビジネスを積極的に展開していく計画です。
- ・平成28年4月には、株式会社S R Aが、アジアをはじめとする海外の成長市場をターゲットに有望分野であるモバイルビジネスを展開すべく、Tagit Pte. Ltd.（本社：シンガポール）と業務・資本提携を行いました。この提携も「自社I P製品ビジネス×海外ビジネス」の強化の一環です。

（詳細は、<http://www.sra-hd.co.jp/Portals/0/ir/others/20160414.pdf>をご参照願います。）

以上の結果、当連結会計年度の連結業績は次のとおりとなりました。

売上高につきましては、開発事業、運用・構築事業、販売事業の全てが増加した結果、39,155百万円（前連結会計年度比7.2%増）となりました。

損益面におきましては、増収と利益率向上による売上総利益の増加により、営業利益は3,736百万円（前連結会計年度比22.6%増）、経常利益は3,850百万円（前連結会計年度比1.0%増）となりました。また、投資有価証券評価損および貸倒引当金繰入額を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、463百万円（前連結会計年度比71.7%減）となりました。

以上のとおり、当連結会計年度の連結業績は、前連結会計年度に比べ、売上高が増収、営業利益と経常利益は増益となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益については特別損失の計上により減益となりました。

◎連結業績推移

（単位：百万円）

区 分	第22期 （平成24年 3月期）	第23期 （平成25年 3月期）	第24期 （平成26年 3月期）	第25期 （平成27年 3月期）	第26期 （平成28年 3月期）
売上高	33,416	32,168	35,146	36,535	39,155
営業利益	2,490	2,436	2,807	3,047	3,736
経常利益	2,656	2,883	3,324	3,813	3,850
親会社株主に帰属する当期純利益	1,233	1,681	2,134	1,638	463

当連結会計年度の事業別の営業の状況は以下のとおりです。

●開発事業

開発事業は、製造、銀行、電力、流通の各分野が増加した結果、当事業の売上高は20,901百万円（前連結会計年度比8.4%増）となりました。

●運用・構築事業

運用・構築事業は、大学関連はほぼ横ばいで、企業向けが増加した結果、当事業の売上高は3,978百万円（前連結会計年度比2.2%増）となりました。

●販売事業

販売事業は、株式会社A I Tの機器販売が増加した結果、当事業の売上高は14,275百万円（前連結会計年度比6.9%増）となりました。

事業区分別売上状況

（単位：百万円、％）

事業区分	第25期（平成27年3月期）		第26期（平成28年3月期）	
	金額	構成比	金額	構成比
開発事業	19,288	52.8	20,901	53.4
運用・構築事業	3,894	10.7	3,978	10.1
販売事業	13,353	36.5	14,275	36.5
合計	36,535	100.0	39,155	100.0

② 資金調達の状況

当社グループはキャッシュ・マネジメント・システム（CMS）により、グループ内資金を一元的に管理し、機動的かつ効率的な資金調達を行っております。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度の事業の譲渡、吸収分割または新設分割につきましては、特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度の他の会社の事業の譲受けにつきましては、特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度の吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継につきましては、特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度の他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分については、特記すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況

区 分	第23期 (自平成24. 4. 1 至平成25. 3. 31)	第24期 (自平成25. 4. 1 至平成26. 3. 31)	第25期 (自平成26. 4. 1 至平成27. 3. 31)	第26期 (自平成27. 4. 1 至平成28. 3. 31)
売 上 高(百万円)	32,168	35,146	36,535	39,155
経 常 利 益(百万円)	2,883	3,324	3,813	3,850
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,681	2,134	1,638	463
1株当たり当期純利益 (円)	127.96	168.05	136.34	38.40
総 資 産(百万円)	28,133	29,527	31,714	31,823
純 資 産(百万円)	17,359	17,083	18,859	18,819

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数によって算出しております。

(3) 対処すべき課題

次期のわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されています。ただし、海外経済で弱さが見られており、わが国の景気が下押しされるリスクがあります。

このような状況のもと、当社グループは、収益構造の改革（高収益モデルの確立）を目指し、「既存事業の収益性向上（売上総利益率の向上と販管費率の改善）」、「ビジネスモデルの変革」、「自社IP製品ビジネス×海外ビジネスの強化」に努めてまいります。

① 既存事業の収益性の向上

[1] 売上総利益率のさらなる向上

- ・大型不採算プロジェクトの撲滅
- ・プロジェクト管理の精度向上
- ・生産間接費の継続的削減
- ・生産要員規模の適正化

[2] 販管費率の改善

- ・アカウントマネージャー制導入による営業効率の向上
- ・本社スタッフ部門とシェアードサービスを担当する株式会社S R A
プロフェッショナルサービスの運営コストの削減

[3] 受注・売上拡大

- ・既存顧客の深耕による顧客内シェアの向上

② ビジネスモデルの変革

[1] 「自社IP製品ビジネス+既存事業の高付加価値化」の推進

[2] IoT、モバイル、セキュリティ、クラウド、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術等の成長分野における新たなビジネスモデルの構築（自社IP製品、新サービス）

③ 自社IP製品ビジネス×海外ビジネスの強化

- ・成長分野に向けた自社IP製品を増やすと共に、成長市場である海外をターゲットとしたビジネスを展開

以上の課題を推進し、当社グループの業界における存在感を一層高め、企業価値・株主価値の向上に努めてまいります。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 S R A	2,640百万円	100.0%	システムの開発、運用・構築、機器販売等
株 式 会 社 A I T	400百万円	(100.0%)	システム機器販売等

(注) 出資比率の()は、子会社である株式会社S R Aの出資比率であります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事 業 区 分	事 業 内 容
開 発 事 業	○メインフレーム系大規模システムでの要求定義から開発・保守にいたる一貫したシステム開発 ○オープン系システムのシステム企画、開発、導入までのシステムインテグレーション ○ツールやプロダクトを活かしビジネスツールとして提供するソリューションビジネス ○オープンソースソフトウェアによるシステムの技術サポートを行うオープンソースビジネス
運 用 ・ 構 築 事 業	○コンピュータシステムおよびネットワークシステムの運用管理 ○データ管理、設備管理を含むオペレーション全般 ○ネットワークシステムの構築 ○アウトソーシングサービス
販 売 事 業	○ライセンスを含めたパッケージソフトの販売 ○インテグレーションサービスにおけるサーバーを中心とするシステム機器の販売 ○I T導入に関するコンサルティング・サービス

(6) 主要な事業所（平成28年 3 月31日現在）

① 当社の主要な事業所

当	社	本	社	東京都豊島区南池袋二丁目32番 8 号
---	---	---	---	---------------------

② 子会社の主要な事業所

株 式 会 社 S R A	本	社	東京都豊島区
	事	業	永代橋事業所（東京都江東区）
			中部事業所（愛知県名古屋市）
			関西事業所（大阪府大阪市）
株 式 会 社 A I T	本	社	東京都江東区

(7) 使用人の状況（平成28年 3 月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
開 発 事 業	899名	18名減
運 用 ・ 構 築 事 業	288名	4名増
販 売 事 業	229名	20名減
全 社 （ 共 通 ）	6名	3名増
合 計	1,422名	31名減

（注） 1．使用人数は就業人員で表示しております。

2．全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
6 名	3 名増	56.5歳	2.7年

（注） 1．使用人数は就業人員で表示しております。

2．平均勤続年数は、当社へ出向してからの年数を記載しております。

(8) 主要な借入先（平成28年 3 月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	499百万円
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	220百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 契約代金および損害賠償に関する請求訴訟提起について

[1] 訴訟の原因および提起に至った経緯

当社子会社 株式会社SRA（以下、「SRA」という。）は三幸エスレート株式会社（以下、「三幸エスレート」という。）との間で締結した「次期基幹システム構築」に関する複数の契約に基づき作業を進めてきましたが、三幸エスレートは、平成26年4月11日、SRAに対して、債務不履行を理由に、上記契約の解除を通知しました。

SRAは、債務不履行のないことを説明してきましたが、三幸エスレートは開発作業への協力および成果物の受領を拒絶し、SRAが行った代金請求を拒否しました。

このままでは状況が進展する見込みがなく、司法に判断を委ねることが妥当であると、SRAの取締役会において決議し、平成27年8月25日、契約代金および損害賠償に関する請求の訴訟を提起いたしました。

[2] 訴訟の趣旨および請求金額

- ・ 訴訟を提起した裁判所および年月日

東京地方裁判所 平成27年8月25日

- ・ 訴訟を提起した相手（被告）

名称 三幸エスレート株式会社

住所 東京都中央区銀座四丁目6番1号 銀座三和ビル

代表者 代表取締役社長 種田 充博

- ・ 当該訴訟の内容

三幸エスレートの「次期基幹システム構築」に関する複数の契約代金および損害賠償（請求合計額：金4億9,918万6,500円）およびこれに対する商事法定利率による遅延損害金の請求

[3] 前記契約代金および損害賠償請求訴訟に対する三幸エスレートからの訴訟の提起について

- ・ 訴訟を提起した裁判所および年月日

東京地方裁判所 平成27年10月6日

- ・ 訴訟の内容および請求金額

三幸エスレートの次期基幹システム開発委託契約の債務不履行を理由とする損害賠償（請求合計額：金4億4,082万6,028円）およびこれに対する商事法定利率による遅延損害金の請求

[4]今後の見通し

当社は、三幸エステートの請求には根拠がないものと認識しており、裁判においては、断固たる姿勢で正当性を主張してまいります。

なお、当社の平成28年3月期連結業績に与える影響は現時点ではありません。本訴訟の進捗に応じて必要な開示事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

②損害賠償請求の訴訟提起について

当社子会社 株式会社S R Aは、株式会社ハピネットに対して平成23年3月31日に損害賠償請求の訴訟を提起しております。これに対して平成23年4月6日に株式会社ハピネットは、株式会社S R Aに対して東京地方裁判所に訴訟を提起しており、現在係争中であります。

なお、本訴訟の進捗に伴い必要な開示事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

2. 当社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 60,960,000株
- ② 発行済株式の総数 15,240,000株
- ③ 株主数 4,981名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社SRA	1,190	8.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	986	7.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	585	4.3
第一生命保険株式会社	564	4.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	560	4.2
SRAホールディングス社員持株会	511	3.8
藤原園美	450	3.3
丸森京子	435	3.2
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	416	3.1
三菱総研DCS株式会社	215	1.6

（注）持株比率は、自己株式（1,923千株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成28年3月31日現在)

〈第11回新株予約権〉(平成26年4月15日開催の取締役会決議による新株予約権)

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	38個	7,600株	2名

・新株予約権の内容の概要

・新株予約権の数

780個(新株予約権1個につき200株)

・新株予約権の目的である株式の数

156,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 311,400円(1株当たり 1,557円)

・新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月1日から平成29年6月30日まで

・新株予約権の行使の条件

・新株予約権者は、当社第25期(平成27年3月期)またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が36億円以上または親会社株主に帰属する当期純利益が22億30百万円以上(以下、「行使基準目標値」という。)となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。

・新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員でない者は新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

・新株予約権の相続は認めない。

・取締役会は、その他必要な条件を付すことができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

〈第12回新株予約権〉（平成26年8月7日開催の取締役会決議による新株予約権）

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	140個	28,000株	3名

・新株予約権の内容の概要

・新株予約権の数

912個（新株予約権1個につき200株）

・新株予約権の目的である株式の数

182,400株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 357,600円（1株当たり 1,788円）

・新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月1日から平成30年6月30日まで

・新株予約権の行使の条件

- ・新株予約権者は、当社第25期（平成27年3月期）における確定した連結損益計算書において、経常利益が34億60百万円以上または親会社株主に帰属する当期純利益が22億30百万円以上（以下、「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。

- ・新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員でない者は新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

- ・新株予約権の相続は認めない。

- ・取締役会は、その他必要な条件を付すことができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）

〈第11回新株予約権〉（平成26年4月15日開催の取締役会決議による新株予約権）

・使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
当 社 使 用 人	48個	9,600株	3名
子会社の役員および使用人	234個	46,800株	16名

・新株予約権の内容の概要

・新株予約権の数

780個（新株予約権1個につき200株）

・新株予約権の目的である株式の数

156,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 無償

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 311,400円（1株当たり 1,557円）

・新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月1日から平成29年6月30日まで

・新株予約権の行使の条件

・新株予約権者は、当社第25期（平成27年3月期）またはそれ以前の決算期における確定した連結損益計算書において、経常利益が36億円以上または親会社株主に帰属する当期純利益が22億30百万円以上（以下、「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、新株予約権を行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。

・新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員でない者は新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

・新株予約権の相続は認めない。

・取締役会は、その他必要な条件を付すことができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

〈第12回新株予約権〉（平成26年8月7日開催の取締役会決議による新株予約権）

・ 使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
当 社 使 用 人	56個	11,200株	3名
子会社の役員および使用人	716個	143,200株	42名

・ 新株予約権の内容の概要

・ 新株予約権の数

912個（新株予約権1個につき200株）

・ 新株予約権の目的である株式の数

182,400株

・ 新株予約権の払込金額

1個当たり 無償

・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 357,600円（1株当たり 1,788円）

・ 新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月1日から平成30年6月30日まで

・ 新株予約権の行使の条件

- ・ 新株予約権者は、当社第25期（平成27年3月期）における確定した連結損益計算書において、経常利益が34億60百万円以上または親会社株主に帰属する当期純利益が22億30百万円以上（以下、「行使基準目標値」という。）となった場合に限り、行使できる。ただし、経営環境の急激な変化等が生じた場合は、取締役会の決議により行使基準目標値を±30%の範囲内において変更することができる。
- ・ 新株予約権の行使時において、当社の取締役、従業員もしくは当社子会社の取締役、執行役員または従業員でない者は新株予約権を行使できない。ただし、取締役の任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ・ 新株予約権の相続は認めない。
- ・ 取締役会は、その他必要な条件を付すことができる。ただし、取締役会が付す条件は当社と新株予約権の割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に規定された場合に限り、効力を持つものとする。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鹿 島 亨	株式会社S R A代表取締役社長
取 締 役	西 川 康 範	株式会社S R A取締役常務執行役員
取 締 役	大 熊 克 美	株式会社A I T代表取締役社長
取 締 役 (社外取締役)	堀 井 哲 夫	弁理士 堀井特許事務所所長
取 締 役 (社外取締役)	成 川 匡 文	
常 勤 監 査 役 (社外監査役)	新 延 正 憲	株式会社S R A常勤監査役
監 査 役 (社外監査役)	吉 田 昇	一般社団法人九州テレコム振興センター センター長 株式会社S R A監査役
監 査 役 (社外監査役)	竹 谷 智 行	弁護士 株式会社S R A監査役

(注) 1. 監査役の新延正憲氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役新延正憲氏は、日本国有鉄道および東日本旅客鉄道株式会社において、財務・経理部門を含む管理部門の統括的な役職を歴任し、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富な経験と企業経営の幅広い見識を有すると評価しております。

2. 取締役の堀井哲夫氏および成川匡文氏、監査役の新延正憲氏および吉田昇氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 取締役西川康範氏は、平成28年3月31日付をもって取締役を辞任しております。

② 事業年度中に退任した取締役

(平成28年3月31日現在)

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
山 崎 善 通	平成27年6月26日	任期満了	取締役 株式会社S R A執行役員
西 川 康 範	平成28年3月31日	辞 任	取締役 株式会社S R A取締役常務執行役員

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	6 名 (2 名)	51百万円 (8百万円)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	3 名 (3 名)	12百万円 (12百万円)
合 (う ち 社 外 役 員)	9 名 (5 名)	63百万円 (21百万円)

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および平成28年3月31日付で辞任により退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の株主総会において年額420百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と承認いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の株主総会において年額60百万円以内と承認いただいております。
4. 取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に係る報酬等の額は、平成19年6月26日開催の株主総会において、年額420百万円の取締役報酬限度額の内枠として、年額50百万円以内と承認いただいております。
5. 報酬等の額には、第12回新株予約権(平成26年8月7日)による報酬額2百万円(取締役2名)が含まれております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤ 社外役員に関する事項

[1]他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

[2]他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
監査役の新延正憲氏、吉田昇氏および竹谷智行氏は、株式会社S R Aの監査役を兼任しております。なお、株式会社S R Aは、当社の子会社であります。

[3]当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（21回開催）		監査役会（10回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役堀井哲夫	21回	100%	—	—
取締役成川匡文	17回	100%	—	—
監査役新延正憲	20回	95%	9回	90%
監査役吉田昇	21回	100%	10回	100%
監査役竹谷智行	21回	100%	10回	100%

- （注） 1. 取締役成川匡文氏は、平成27年6月26日開催の第25回定時株主総会において選任されたため、取締役会出席回数が他の社外取締役と異なります。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったこととみなす書面決議が2回ありました。

・取締役会および監査役会における発言状況

取締役堀井哲夫氏は、海外事業および特許に関する経験と専門知識を有しており、客観的な立場から意見を述べております。

取締役成川匡文氏は、豊富な経営経験を有しており、客観的な立場から意見を述べております。

常勤監査役新延正憲氏は、財務・経理部門を含む管理部門の統括的な役職を歴任した豊富な経験と企業経営の幅広い見識から意見を述べております。

監査役吉田昇氏は、情報通信分野の見識と豊富な経験から意見を述べ、監査役竹谷智行氏は、弁護士の見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役会においても同様の見地から主に内部統制について意見を述べております。

[4] 子会社から支払われた報酬額

株式会社S R Aより社外監査役3名に対し13百万円を報酬として支払っております。

(注) 当社には親会社がありませんので、親会社またはその子会社（当社および当社の子会社を除く。）から支払われた報酬額はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当社および株式会社S R Aの監査報酬、並びに株式会社A I Tの会計処理に関する指導・助言業務委託料が含まれております。
2. 太陽有限責任監査法人は、株式会社S R Aの会計監査人にもなっております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社の連結子会社である株式会社A I Tは、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務である「会計処理に関する指導・助言業務」を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの企業価値の増大を目的に、収益力向上と成長性の確保を図るための事業投資に積極的に取り組んでおります。中期経営計画においては、株主還元のさらなる充実を図るため、「目標配当性向を段階的に引き上げ、最終年度（平成30年3月期）には50%を目指す」、「株主資本の効率的活用の指標であるROEを安定的かつ継続的に10%以上確保する」ことを目指しております。

当期の配当につきましては、売上高、営業利益、経常利益が前年度実績を上回る結果となりましたので、株主各位への利益還元のさらなる充実を図るため、1株当たり普通配当を15円増配の70円（中間配当25円、期末配当45円）といたします。

また、次期の配当につきましては、1株当たり普通配当を15円増配の85円（中間配当30円、期末配当55円）を予定しており、この配当を実施した場合の配当性向は38.6%になる見込みです。

自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況を考慮しながら適切に対応してまいります。

(6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改訂する決議をいたしました。

改定後の基本方針は以下のとおりです。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンス全体を統括する組織として、グループコンプライアンス委員会を設置し、「グループコンプライアンス・マニュアル」を制定して役職員教育を行う一方、内部通報制度を設け、コンプライアンスリスクの早期発見と是正措置を講じる体制をとっております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に基づいて取締役の職務執行に係る情報の記録、保存および管理を行います。また、取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、個人情報保護を含む情報セキュリティ、プロジェクトの採算、ビジネスパートナーの確保等に係るリスクについては、グループ各社における管理を基本とし、特に事業や業績に重要な影響を与えるリスクについては当社が管理します。規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う一方、監査室によるモニタリングを行い、トップマネジメントに対する適時適切な報告と被監査部門への改善指示を行い、リスク管理体制の確立に努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役および監査役が出席して毎月開催される取締役会において、経営の基本方針や法令で定められた事項等経営に関する重要な事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。業務運営については、将来の経営環境、業界動向等を踏まえて当社が中期経営計画および年度経営計画・予算を策定し、グループ各社で業績目標を設定してその達成に向けた施策を立案・実施し、毎月の業績会議で進捗状況をフォローしております。なお、スピードの速い経営環境の変化に機動的に対応するため、取締役の任期を1年としております。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社はグループ管理規程を定めグループ会社の重要な意思決定事項、報告事項について、親会社の取締役会規則、職務責任権限規程において承認、報告がなされる体制としております。

⑥ 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの経営管理を担当するとともに、グループ各社に取締役および監査役を派遣して各社の取締役を監督しております。併せて、当社の監査室がグループ企業の内部監査を実施し、内部統制の充実に努めております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会の専属スタッフは設置せず、内部監査部門である監査室に監査業務の委嘱を認めております。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査室の職員は、監査役が委嘱した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告いたします。監査役より監査業務を委嘱された監査室の職員は、当該事項に関して、取締役の指揮命令を受けないこととしております。

- ⑨ 取締役、使用人および子会社の取締役等、使用人が監査役に報告するための体制、監査役への報告に関するその他の体制
取締役、使用人および子会社の取締役等、使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い、その事実を監査役会に報告します。
- ⑩ 前号で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告を行った取締役および使用人に対して、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを行うことを禁じております。
- ⑪ 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用等請求を受けた時は、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担することとしております。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役会に出席するとともに、重要な意思決定の過程および業務を把握するため、主要な稟議書その他の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることができます。監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。また、当社の会計監査人から会計監査の内容について説明を受け、情報交換を行うなど連携を図っております。
監査室は社長直轄の部門であり、社長に直接監査報告を行うことは当然であります。内部統制に関する監査結果については監査役にも報告することにしております。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社グループは、反社会的勢力等の排除に向けて「グループコンプライアンス・マニュアル」に基本的な考え方をまとめ、社員への周知を図っています。また、平素より、警察、公益社団法人警察庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関と連携し、情報収集に努めております。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりです。

① 取締役の職務執行について

- [1] 当社は取締役会規則等で定められた事項について適時適切に審議・決定、報告するため取締役会を21回開催しました。取締役会においては、取締役会の参加メンバーの過半数を占める社外取締役・社外監査役が株主利益を代表して意見を述べるなど実効性の高い運営を行い、取締役の業務執行状況を監督しました。
- [2] 取締役会付議事項以外の決裁事項については、職務責任権限規程等において決裁者を規定しており、これに従って決裁を行いました。
- [3] 毎月開催するグループ業績対策会議において、グループ各社の業績目標とその達成に向けた施策について進捗状況をフォローし、グループ全体の業績目標達成に努めました。

② 監査役の職務執行について

当社は監査役会を10回開催し、監査役会で定めた監査計画に基づいた監査を実施しました。また、取締役会およびグループ業績対策会議等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、監査法人ならびに監査室との間で定期的に意見交換を行い、取締役の職務執行と内部統制システムの整備・運用状況を監査しました。

③ コンプライアンスおよびリスクの管理について

当社グループは、コンプライアンス、災害、個人情報を含む情報セキュリティ、プロジェクト採算、事業投資等に係るリスクについては、管理する組織体制を整備し、規則・ガイドラインやマニュアルの改訂や研修を行う一方で、担当組織によるモニタリングを行い、リスク管理体制の確立に努めました。

④ 当社子会社における業務の適正の確保について

当社は、グループ会社の重要な意思決定については、親会社の取締役会等の承認や代表取締役等に対する報告を必要とする旨がグループ管理規程で規定されており、これに従って運用し子会社の業務の適正を確保しました。

さらに、当社からグループ会社に取り締役および監査役を派遣して各社の取締役の業務執行を監督するとともに、監査室と監査役会がグループ企業の監査を行い、内部統制の充実に努めました。

(8) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,204	流 動 負 債	8,906
現 金 及 び 預 金	8,813	買 掛 金	3,288
受取手形及び売掛金	6,884	短 期 借 入 金	1,179
有 価 証 券	509	未 払 費 用	811
商 品 及 び 製 品	751	未 払 法 人 税 等	779
仕 掛 品	1,387	未 払 消 費 税 等	507
短 期 貸 付 金	139	賞 与 引 当 金	559
未 収 入 金	2,641	役 員 賞 与 引 当 金	60
繰 延 税 金 資 産	569	工 事 損 失 引 当 金	415
そ の 他	528	資 産 除 去 債 務	5
貸 倒 引 当 金	△19	そ の 他	1,300
固 定 資 産	9,619	固 定 負 債	4,097
有 形 固 定 資 産	160	退職給付に係る負債	3,953
建 物	82	役員退職慰労引当金	144
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	46		
そ の 他	31	負 債 合 計	13,004
無 形 固 定 資 産	1,117	純 資 産 の 部	
の れ ん	55	株 主 資 本	17,686
そ の 他	1,061	資 本 金	1,000
投資その他の資産	8,341	資 本 剩 余 金	4,524
投 資 有 価 証 券	5,746	利 益 剩 余 金	14,790
長 期 貸 付 金	1,937	自 己 株 式	△2,628
繰 延 税 金 資 産	1,005	その他の包括利益累計額	1,102
差 入 保 証 金	338	その他有価証券評価差額金	992
退職給付に係る資産	46	為 替 換 算 調 整 勘 定	457
そ の 他	565	退職給付に係る調整累計額	△347
貸 倒 引 当 金	△1,282	新 株 予 約 権	30
投資損失引当金	△16	純 資 産 合 計	18,819
資 産 合 計	31,823	負債及び純資産合計	31,823

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		39,155
売 上 原 価		31,638
売 上 総 利 益		7,517
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,780
営 業 利 益		3,736
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	205	
受 取 配 当 金	34	
受 取 保 証 料	7	
そ の 他	121	370
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29	
為 替 差 損	208	
証 券 代 行 事 務 手 数 料	16	
そ の 他	1	256
経 常 利 益		3,850
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20	
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	
そ の 他	1	23
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	42	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	657	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,271	
そ の 他	2	1,973
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,899
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,290	
法 人 税 等 調 整 額	145	1,436
当 期 純 利 益		463
親会社株主に帰属する当期純利益		463

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,000	4,468	15,288	△2,727	18,030
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△759		△759
親会社株主に帰属する 当期純利益			463		463
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		56		98	155
連 結 範 囲 の 変 動			△202		△202
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	56	△498	98	△343
当 期 末 残 高	1,000	4,524	14,790	△2,628	17,686

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累 計 額	その他の包括 利益累計額 合 計		
当 期 首 残 高	594	585	△375	804	25	18,859
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				—		△759
親会社株主に帰属する 当期純利益				—		463
自 己 株 式 の 取 得				—		△0
自 己 株 式 の 処 分				—		155
連 結 範 囲 の 変 動				—		△202
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	397	△127	28	298	5	303
連結会計年度中の変動額合計	397	△127	28	298	5	△40
当 期 末 残 高	992	457	△347	1,102	30	18,819

貸 借 対 照 表

(平成28年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	113	流 動 負 債	308
現 金 及 び 預 金	84	短 期 借 入 金	274
営 業 未 収 入 金	23	未 払 金	15
前 払 費 用	4	未 払 費 用	5
繰 延 税 金 資 産	0	未 払 法 人 税 等	8
そ の 他	0	預 り 金	1
		そ の 他	3
固 定 資 産	8,874	負 債 合 計	308
有 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
機 械 装 置	0	株 主 資 本	8,459
無 形 固 定 資 産	2	資 本 金	1,000
ソ フ ト ウ ェ ア	2	資 本 剰 余 金	6,856
投資その他の資産	8,871	資 本 準 備 金	1,000
投 資 有 価 証 券	570	その他資本剰余金	5,856
関 係 会 社 株 式	8,262	利 益 剰 余 金	2,672
繰 延 税 金 資 産	38	利 益 準 備 金	29
そ の 他	0	その他利益剰余金	2,643
資 産 合 計	8,987	繰越利益剰余金	2,643
		自 己 株 式	△2,069
		評価・換算差額等	189
		その他有価証券評価差額金	189
		新 株 予 約 権	30
		純 資 産 合 計	8,679
		負債及び純資産合計	8,987

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関 係 会 社 経 営 指 導 料	257	257
営 業 費 用		218
営 業 利 益		38
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	0	
そ の 他	0	0
営 業 外 費 用		
証 券 代 行 手 数 料	16	
支 払 利 息	0	17
経 常 利 益		21
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		22
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5	
法 人 税 等 調 整 額	17	22
当 期 純 損 失 (△)		△0

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余 金 合 計	
当 期 首 残 高	1,000	1,000	5,800	6,800	29	3,478	3,507	△2,168
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当				－		△834	△834	
当 期 純 損 失 (△)				－		△0	△0	
自己株式の取得				－			－	△0
自己株式の処分			56	56			－	98
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)				－			－	
事業年度中の変動額合計	－	－	56	56	－	△834	△834	98
当 期 末 残 高	1,000	1,000	5,856	6,856	29	2,643	2,672	△2,069

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	－	－	25	9,164
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		－		△834
当 期 純 損 失 (△)		－		△0
自己株式の取得		－		△0
自己株式の処分		－		155
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変 動 額 (純 額)	189	189	5	194
事業年度中の変動額合計	189	189	5	△485
当 期 末 残 高	189	189	30	8,679

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月18日

株式会社S R Aホールディングス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新	井	達	哉	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	憲	一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	村	知	弘	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社S R Aホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＳＲＡホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月18日

株式会社S R Aホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新	井	達	哉	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	村	憲	一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田	村	知	弘	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S R Aホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年 5 月19日

株式会社S R Aホールディングス監査役会

常 勤 監 査 役	新	延	正	憲	ⓐ
（社外監査役）					
社 外 監 査 役	吉	田		昇	ⓑ
社 外 監 査 役	竹	谷	智	行	ⓒ

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

東京都豊島区西池袋一丁目 6 番 1 号
ホテルメトロポリタン 4 階 桜の間

問い合わせ先

株式会社 S R A ホールディングス

☎03-5979-2666 (代表)



池袋駅 ・JR ●山手線 ●埼京線 ・東京メトロ ●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線
・西武池袋線 ・東武東上線

- 1 南口**
(徒歩約 2 分)
有楽町線の改札前 (地下 1 階、南通路) のエスカレーターで 1 階へ。
メトロポリタンプラザビルに沿って左へ直進。
- 2 JR線メトロポリタン口**
(徒歩約 1 分)
JR線改札 (2 階) を出て直進し、突き当たり右手の階段を降り直進
または改札を出て右手に進み、エスカレーターまたは階段で 1 階へ
(ご利用可能時間は午前 7 時 30 分から午後 9 時まで)。
- 3 西口**
(徒歩約 3 分)
東武百貨店の前 (地下 1 階、中央通路) の階段またはエスカレーター
で 1 階へ。斜め左手にみずほ銀行を見てその先を左折。
池袋西口公園を右手に見ながら直進。
- 4 副都心線 2a 出口**
(徒歩約 3 分)
2a 出口より地上に上がり、「池袋警察署」方面に向かい、「西池袋
一丁目」交差点を左折し直進。